

【育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されました!!】

こんにちは。社会保険労務士の杉本美樹です。
4月は入学式や入社式があるせいか、毎年新鮮な気持ちになります!!
とは言え、通勤電車は通常より混むので、朝からへろへろにもなりますが…



今回は、昨年10月に改正された育児休業給付金についてご紹介します。
育児休業給付金とは、働くママやパパが子供を養育するために仕事を休業した場合、原則会社から給料が出ませんので、生活支援として雇用保険から支給される給付金です。
子供が1歳に達する日前までに育児休業を取得した場合に支給され、これまでは保育所等に入所できないなど特別の理由がある場合は最長1年6か月まで(パパママ育休プラス制度を利用する場合は、1歳2か月まで)延長して支給されるというものでした。

◆◆◆改正内容◆◆◆

平成29年10月1日より、保育所等に入所できないなどの理由により、子供が1歳6か月に達する日後の期間にさらに育児休業を取得する場合は、育児休業給付金の支給対象期間が**2歳**に達する日前まで延長できるようになりました。

◆◆◆延長できる理由◆◆◆

- 育児休業の申出に係る子供について、保育所等(※)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
(※)保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。また、あらかじめ1歳6か月に達する日の翌日について**保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合は該当しません。**保育所等による保育の申込み時期等については市町村により異なりますのであらかじめご確認ください。
- 常態として育児休業の申出に係る子供の養育を行っている配偶者(※)であって、その子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡、負傷、疾病等に該当した場合
(※)配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

◆◆◆確認書類◆◆◆

上記の延長できる理由ごとに下記の確認書類が必要となります。

- 市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類
(※)市町村からの発行が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。
- 世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳
- 保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等

◆◆◆手続き方法◆◆◆

子供が2歳に達する日前までの期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、「育児休業給付金支給申請書」に必要な記載を行い、上記の確認書類を添えて提出することが必要です。

待機児童が多い地域にお住まいの方はぜひご活用下さい。

(社会保険労務士／杉本美樹)